

A stylized map of Japan is shown in the background, rendered in a dark teal color. The map is centered on the Japanese archipelago, including Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu. The background of the slide is a gradient from light blue at the top to light pink at the bottom.

令和7年度

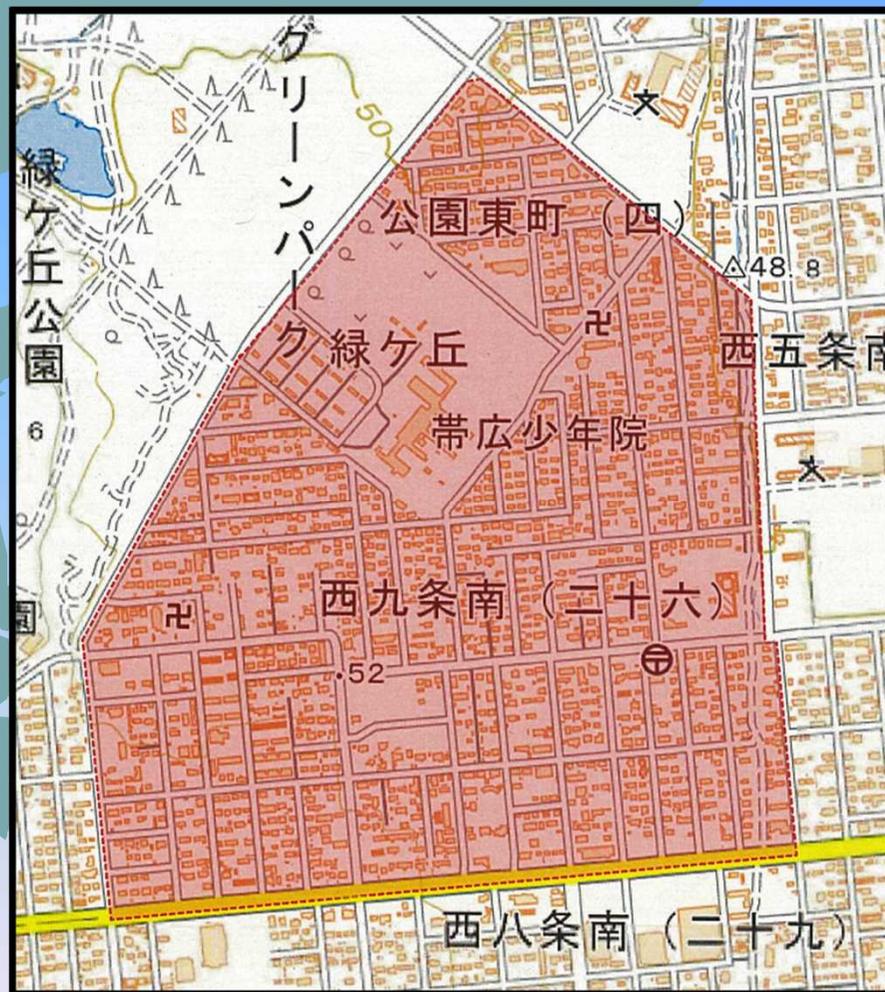
法務局地図作成事業

事業説明

釧路地方法務局

地図作成事業 実施地区

帯広市緑ヶ丘地区



- 帯広市字緑ヶ丘の一部
- 同 公園東町4丁目の全部
 - 同 西6条南27丁目・28丁目の一部
 - 同 西7条南24丁目～28丁目の全部
 - 同 西8条南24丁目～28丁目の全部
 - 同 西9条南24丁目～28丁目の全部
 - 同 西10条南24丁目～28丁目の全部
 - 同 西11条南24丁目～28丁目の全部
 - 同 西12条南24丁目～28丁目の全部

国土地理院ウェブサイト(maps.gsi.go.jp)より抜粋
(地形図に朱線を追記して作成)

一筆地調査

(令和7年5月～7月頃)



一筆ごとの境界を調査します。

※立会いされる方は、当日印章と後日送付します文書を御持参下さい。

調査日時は事前にお知らせします。

身分証明書・ビブス



作業員は、緑色のビブスを着用し、身分証明書を携帯しております。

一筆地測量

(令和7年5月～7月頃)



基準点から境界までの距離と角度を測定します。
筆界点に座標値をつける作業です。
敷地に立ち入ることがあります。

復元測量

(令和7年7月～9月)



調査した結果の境界位置に目印を付けます(左図)。

境界標識がないときは、仮杭を打ちます(右図)。

仮杭～先の赤い木杭等

境界立会い(二次立会) (令和7年9月～11月頃)



所有者又は代理人の方に、調査した結果の境界位置を確認し、承諾をいただくため、立会いをお願いします。立会いの日時は、事前にお知らせします。

筆界保全標設置 (令和7年9月～11月頃)



筆界点に**金属プレート等の標識**を設置します。

既設境界標の場合は、そのまま使用させていただきます。

境界標識の設置が困難な場合、ペンキでマーキングさせていただきます場合があります。

「筆界未定」とは

もし、同意、承諾が得られなければ、**筆界未定**となります。**筆界未定**になりますと、地図には「**1+2**」と表示され、筆界が決まらない状態になります。

1+2		3	4
6	7	8	9

「筆界未定」になった場合には

今回の地図作成事業で筆界未定になり、その後筆界未定を解消する際には、

1. 御自分で隣接者の方に境界承諾を得ること
2. 御自分が費用を負担して、再度測量を行うこと
3. 御自分で筆界未定を解消するための登記手続きを行うこと

などの、各種の手続を御自分で行うこととなります。

縦覧・異議申立て (令和7年12月)

- 「縦覧」という期間内に、本作業の結果について異議を申し受けます。
- 「縦覧」の日時は事前にお知らせします。

職権登記及び通知 (令和8年1月～3月)

1. 登記官が職権で、地目と地積について訂正登記をします。

(※ 職権でできない登記

・住所変更、相続などの登記)

2. 登記完了後は登記官が帯広市へ登記内容の変更通知を行います。

登記所備付地図の完成

新しい地図が完成すると次のようなメリットがあります。

- ① 土地の位置形状が明らかになるため、安心して取引ができます。
- ② 土地の位置が地図に正確に表示されますので、境界紛争の未然防止に役立ちます。
- ③ 境界標が無くなった場合にも、簡易な測量により、元の位置に正確に復元することが可能になります。

A stylized map of Japan in a dark teal color is overlaid on a blue-to-pink gradient background. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

令和7年度 法務局地図作成作業

事業説明

釧路地方法務局